加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びナチュラルチーズ」を「、ナチュラルチーズ、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二

内閣総理大臣　安倍　晋三

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千百五十三億円」を「八百八十四億円」に、「千八百二十七億円」を「二千二百四十四億円」に、「十一万千百七十三分の十一万八百四十一」を「十一万七百五十六分の十一万五百八十八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号イ中「百二十万六千円」を「百二十万四千八百円」に改め、同号ロ中「九十六万六千円」を「九十六万四千八百円」に改め、同項第二号イ中「百五十五万四百円」を「百五十四万九千二百円」に改め、同号ロ中「百二十四万二千円」を「百二十三万九千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百八十五万九千二百円」を「三百八十五万四千四百円」に改め、同号ロ中「三百八万七千六百円」を「三百八万四千円」に改め、同号ハ中「二百三十一万四千八百円」を「二百三十一万三千六百円」に改め、同項第二号イ中「四百九十六万二千円」を「四百九十五万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百九十六万九千六百円」を「三百九十六万六千円」に改め、同号ハ中「二百九十七万六千円」を「二百九十七万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百八十万円」を「三千三百七十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十五万六千四百円」を「二百七十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千六百円」を「二百二十万三千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百四十一万八百円」を「二百四十万八千四百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百二十三万二千四百円」を「七百二十二万五千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の予防接種法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三